

## 令和2年度処遇改善加算について

令和2年度も引き続き、介護職員の処遇改善を図るため「介護職員処遇改善加算」「加算Ⅰ」の区分により、介護職員の処遇改善を図るとともに、介護職員以外の職員にも別途に概ね前年並の期末一時金を支給します。

### 令和2年度のC I J福祉会 処遇改善加算（一時金）支給要領の概要

#### ○処遇改善加算対象者（裏面事業所の介護職員）

- ①サービス提供月4月～9月：令和2年12月20日支給（12月1日在職のこと）
- ②サービス提供月10月～3月：令和3年6月30日支給（6月1日在職のこと）

#### ○期末一時金対象者

- ①、②は同様

#### ○在職期間に応じた支給率（基本額に乗じる率）

- ・上記①、②の期間の全期間を通じて在職した職員 100%
- ・期間内に5か月間以上在職した職員 80%
- ・期間内に4か月間以上在職した職員 60%
- ・期間内に2か月間以上在職した職員 30%
- ・期間内に1か月間以上在職した職員 20%

◎加算の基本額は、それぞれの期間のサービス提供にかかる事業別の介護職員処遇改善加算の額を基礎に、事業所ごとの支給対象介護職員の人数により算出した介護職員一人当たりの額をベースとして理事長が別に定めます。

- ・令和2年度の事業所別：加算見込額（法定福利費を含む）は裏面のとおりで、加算額推計総額は51,109千円で、支給総額は51,500千円（法定福利費を含む）を見込んでいます。

○平成20年10月から現在までに実施した処遇改善にかかる事項は以下のとおりです。

- ①賃金体系等の人事制度の整備 賃金体系・人事制度について就業規則に基づく「人材育成実施要領による明確化、夜勤手当制度の改善
- ②非正規職員から正規職員への転換 常勤嘱託職員→正規職員化 30名  
（令和2年1月1日現在） 臨時職員→正規職員化 5名  
（臨時職員→常勤嘱託職員化：通算 48名）
- ③昇給又は昇格等の要件の明確化 人材育成実施要領に基づく昇給・昇格要件の明確化
- ④休暇制度、労働時間等の改善 アニバーサリー休暇の創設（2日）（就業規則の改正済）  
（誕生日等の記念日、ただし勤続1年以上の職員）  
メンタルヘルス相談員の配置
- ⑤職員の増員による業務負担の軽減 事務職の増、介護人材育成事業で雇用、介護職員の増
- ⑥人材育成環境の整備 人材育成実施要領に基づく期待人材像の明確化  
及び研修委員会を設置しての研修機会の確保
- ⑦資格取得、能力向上のための措置 業務としての研修参加と参加費の事業所負担や支援  
以下「裏面」に続く